

# justax

## No.5 DEC'93

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 裁かれた税理士報酬

—●459万円の請求を219万円が相当とした判例●—

税理士報酬に関する裁判例はないといわれていた。その意味で、東京地裁平3(ワ)第2575号 報酬金請求事件、平4・4・23民事第40部判決(一部認容・控訴)は貴重な事例である。税法データバンクには収録されていないが、税理士業務と報酬のあり方に一つの考えを示すものといえるので紹介する。

◎税理士(原告)が無申告を含む4年間の所得税調査立会いの依頼を受けて、修正申告と期限後申告を済ませ、さらに相続税の申告書も作成して提出するばかりになっていたが、所得税について新たに脱漏のあることが判明したという税務署からの連絡によって再修正申告書を作成した。ところが、その直後に依頼者から一方的に委任契約の解除が通知されてきた。原告は税務代理委任を受けた際に100万円の前払報酬を受領していたが、報酬については事前に明確な約束はなく受認事務の終了後精算することになって

いたとして、東京税理士会が定めた報酬規定に基づく報酬を請求した事案である。

◎判決は被告側の反論を退け、原告の請求原因をほぼ認めてはいるものの、妥当とする報酬額について検討の結果は下記のとおりで、事務の難易度や所要の日時労力等を厳しく査定し判示したものとなっている。

なお、本件について原告・被告・裁判所ともに本会に対して意見照会を行わなかったようである。

### ●原告(税理士)による報酬請求額●

1. 所得税申告 (報酬)	
(1) 税務代理報酬	
① 昭和61年分修正申告(5,000万円未満)	40万円
② 昭和62年分期限後申告(5,000万円未満)	40万円
③ 昭和63年分期限後申告(5,000万円以上)	45万円
④ 平成元年分期限後申告(3,000万円未満)	30万円
(2) 税務調査立会報酬 (6万円×10日)	60万円
(3) 税務相談報酬 (特官調査に関する件)	25万円
(4) 旅費その他の立替金	5万円
2. 相続税申告	
(1) 基本報酬	10万円
(2) 税務代理報酬(遺産総額3億円以下)	85万円
(3) 共同相続人割増	17万円
(4) 複雑事案割増	102万円
以上合計	459万円

### ●東京地裁の検討による報酬額とその理由●

1. 所得税申告	
(1) 税務代理報酬	所得は高額で特官事案としての難しさがあつたにしても、所得や経費の計算が特に複雑というものでない。4年分の最高限度報酬額の合計155万円の約65%にあたる100万円をもって相当な報酬額とする。
(2) 税務調査立会報酬	申告書作成のために税務署に赴き資料を収集・調査し、担当官から説明を受けるのは、税務代理報酬の範囲内というべきもの。また残る5日についても、全てが調査立会報酬の最高限度額を受けるだけの実質を有するものと言ひ難く、1日当たり5万円として計算した25万円を相当とする。
(3) 税務相談報酬	税務代理と同一案件について税務相談報酬は請求できないと解される。
(4) 旅費その他の立替金	支出金等に具体的な立証を欠く。
2. 相続税申告	著しく複雑な事案には該当しない。さらに遺産総額による加算額は85万円の80%強に当たる70万円をもって相当とする。よって税務代理報酬は94万円が相当である。
以上合計	219万円

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)